

(契約書別紙)

地域密着型特別養護老人ホーム 道場山穂波の里
サービス利用料金

R8. 8. 1

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金の1割分（一部の利用者は2割または、3割となります）と食費、居住費に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

1. 1日当たりの利用料金

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
サービス利用単位	6 8 2 単位	7 5 3 単位	8 2 8 単位	9 0 1 単位	9 7 1 単位
加算単位	看護体制加算（Ⅰ） 1 2 単位 夜勤職員配置加算 6 1 単位 看護体制加算（Ⅱ） 2 3 単位 日常生活継続支援加算 4 6 単位 （計 1 4 2 単位）				
合計単位数	8 2 4 単位	8 9 5 単位	9 7 0 単位	1,043 単位	1,113 単位

2. 1日当たりの食費、居住費

利用者負担段階		負担限度額		
区分	対象者	おやつ	食費	居住費
第1段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護を受給されている方	50 円	3 0 0 円	8 8 0 円
第2段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と年金等の収入の合計が年間 80 万円以下の方	50 円	3 9 0 円	8 8 0 円
第3段階 ①	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と年金等の収入の合計が年間 80 万円超 120 万円以下の方	50 円	6 8 0 円	1, 3 7 0 円
第3段階 ②	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と年金等の収入の合計が年間 120 万円超の方	50 円	1, 4 2 0 円	1, 4 7 0 円
第4段階	上記以外の方	50 円	1, 7 5 0 円	2, 3 0 6 円

※食費については、食事回数に関わらず、1日当たりの料金をいただきます。

※おやつ代（50円）は全区分の方が対象となります。

※外泊、入院時において部屋を確保している場合は、外泊時費用算定期間のみ居住費を利用者負担段階に応じて徴収させていただきます。

※上記負担区分（第1段階～第3段階②）についてはピンク色の「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方が対象となります。

3. 一月当たり（30日間）の利用料金（1割分）と食費、居住費の合計

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	66,378円	68,918円	71,601円	74,212円	76,717円
第2段階	69,078円	71,618円	74,301円	76,912円	79,417円
第3段階①	92,478円	95,018円	97,701円	100,312円	102,817円
第3段階②	117,678円	120,218円	122,901円	125,512円	128,017円
第4段階	152,658円	155,198円	157,881円	160,492円	162,997円

☆居住費・食費を除く合計単位数に「介護職員等処遇改善加算（17.6%）」と「地域加算（10.14円）」を乗じた金額が算定されています。

☆高額介護サービス費の対象になっている方については、一割負担（上記3参照）が一定限度額を超えた場合、払い戻される「高額介護サービス費」の支給を受け、負担額が軽減されます。別途確認ください。

☆社会福祉法人による利用者負担軽減制度の適用を受け、市町村が発行する「社会福祉法人等による利用者負担減免確認証」をお持ちのご契約者は負担額が軽減されます。

☆その他、個別加算の対象になる方は、上記金額に対象分が加算されます。

4. その他個別加算

☆初期加算

入所日から30日間および1か月の入院後に退院されてから30日間は初期加算が加算されます。

（自己負担額30単位／日）

☆安全対策体制加算

事故発生防止と発生時の適切な対応をするために、入所時1回加算されます。（20単位／回）

☆協力医療機関連携加算

入居者等の病状が急変した場合において、医師又は看護師相談対応を行う体制や、入院を要すると認められた入居者等の入院を原則として受け入れる体制、施設等からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していることで加算されます。（50単位／月）

上記以外の協力医療機関と連携している場合（5単位／月）

☆退所時情報提供加算

医療機関へ退所する入居者等について、入居者等の同意を得て、入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、1回に限り加算されます。

（250単位／回）

☆高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）

協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応の取り決めや連携し適切に対応していること、医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加することで加算されます。（10単位／月）

☆高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）

医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていることで加算されます。（5単位／月）

☆新興感染症等施設療養費

入居者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染した入居者等に対し、適切な感染対策を行った上で、介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として加算されます。（240単位／日）

☆生産性向上推進体制加算（Ⅱ）

利用者の安全や介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していることで加算されます。（10単位／月）

☆科学的介護推進体制加算Ⅱ

入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、疾病の状況や服薬等に関わる基本的な情報を厚生労働省に提出します。少なくとも「3月に1回」見直します。（50単位／月）

☆排せつ支援加算

排泄にかかる要介護状態を軽減するため、医師・看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い、結果を厚生労働省に提出します。（10単位～20単位／月）

☆ADL維持等加算

入所者のADL値（食事や排泄などの日常生活動作）を測定し、厚生労働省に提出します。（30単位／日～60単位／月）

☆褥瘡マネジメント加算Ⅰ

褥瘡の発生予防の為、定期的に評価を行い、結果を厚生労働省に提出します。

また結果に基づき計画書を作成し、3月に1回評価を行った場合に加算されます。（3単位／月）

☆褥瘡マネジメント加算Ⅱ

上記の結果、褥瘡の認められた入居者等について、当該褥瘡が治癒したこと、又は褥瘡発生するリスクがあるが、褥瘡の発生がない場合に加算されます。（13単位／月）

☆看取り介護加算Ⅱ

医師と看取りの意向確認をし、医療提供の体制を整備し、「看取り介護」が実施される場合、死亡日45日前から、看取り介護加算が加算されます。（72単位／日～1580単位／日）

☆口腔衛生管理加算Ⅰ

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行った場合に加算されます。（90単位／月）

☆口腔衛生管理加算Ⅱ

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、口腔ケア計画が作成し、厚生労働省に提出します。（110単位／月）

☆配置医師緊急対応加算

施設の配置医師が夜間～早朝、または通常の勤務時間外（早朝、夜間及び深夜を除く）に訪問し、入居者に対する診療を行った場合に加算されます。

（早朝・夜間650単位／回 深夜1300単位／回 通常の勤務時間外325単位／回）

☆経口維持加算Ⅱ

経口により食事を摂取されている方で、著しい摂食障害を有し誤嚥が認められる方については経口維持加算Ⅱが加算されます。（100単位／月）

☆療養食加算

疾病治療の直接手段として入所者の病状等に対応した栄養量及び内容を有する治療食が医師の指示で提供される場合は療養食加算が加算されます。（6単位／食）

☆経口移行加算

経管により食事を摂取している方で経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要であるとして医師の指示を受けた方については経口移行加算が加算されます。（28単位／日）

☆福祉施設外泊時費用

外泊、入院中において月6日を限度に算定されます。（246単位／日）

※上記加算を算定した場合には、「介護職員等処遇改善加算（17.6%）」と「地域加算（10.14円）」を乗じた金額が算定されます。

5.その他の費用

①預かり金管理費

通帳等貴重品管理を別途定める契約書により管理させていただきます。

利用料金：月額1，000円 ※外泊・入院期間も必要。

②日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用（歯ブラシ、シャンプー、ティッシュペーパー等）でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

③理美容料金

理美容を利用した際には別途料金がかかります。

利用料金：カット2，200円～

④電気使用量

主に使用する電化製品については以下のように料金設定します。

電化製品	1日あたり使用料
テレビ	10円
電気ポット	10円
冷蔵庫	15円
電気毛布	15円
電気カーペット	100円